

高知県環境基本条例

(林業環境政策課)

○経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

○特色

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ 21 の策定を位置付けたこと

○概要

前文（抜粋）

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画 第二次計画の推進

(林業環境政策課)

○経緯

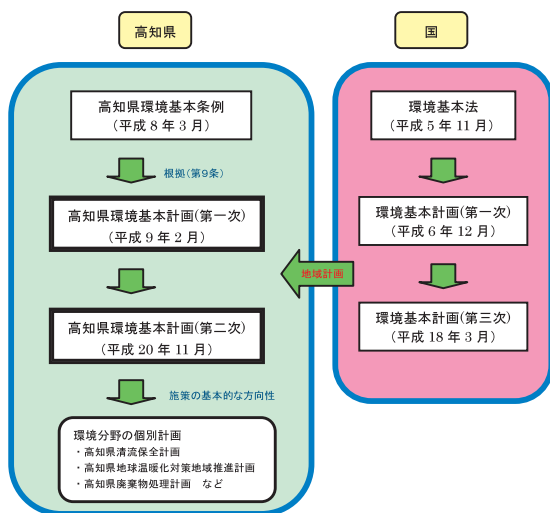
高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定し、環境施策に取り組んできましたが、計画期間の終了に伴い、これまでの計画を見直し、新たに「高知県環境基本計画第二次計画」を平成20年11月に策定しました。

○概要

■高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境分野における個別計画の具体的な施策や目標等に基本的な方向性を与えるもの

【高知県環境基本計画の位置付け】



■基本目標 (テーマ)

高知は地球の循環モデル
～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 低炭素社会のトップ・プランナー
- (2) 環境ビジネスの振興

■計画期間

平成20年度から平成22年度までの3年間

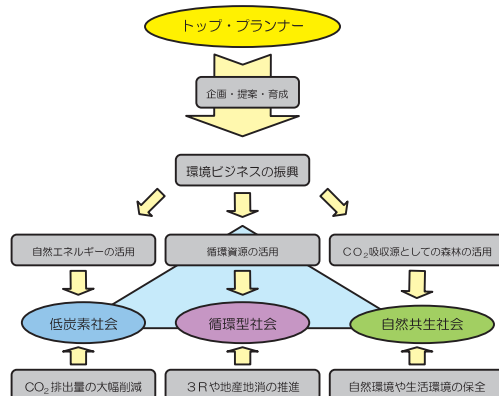
■到達目標

低炭素社会のトップ・プランナーとして、環境ビジネスの振興につなげ、次の3つの社会づくりの統合的な取組を進めます。

- (1) 地球温暖化対策に取り組む低炭素社会づくり

- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会づくり
- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくり

【到達目標のイメージ】



■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組 (3Rの推進等)
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

■具体的な施策展開

(1) 地球温暖化への対策

- ① 県民会議の設置
 - ・ 県民に向けた地球温暖化対策に関する普及啓発
 - ・ 環境マネジメントシステムやエコポイント制度の導入促進
- ② 森林吸収源対策
 - ・ 森林吸収量確保推進計画に基づく森林整備
- ③ 再生可能エネルギー導入の支援
 - ・ 国等の補助金を活用した再生可能エネルギーの導入
 - ・ 木質バイオマスエネルギーを活用した排出量取引地域モデルや地域循環モデルの確立
- ④ 公共交通機関の利用促進によるCO2の削減
 - ・ パークアンドライドやノーマイカーデーの推進
 - ・ 公共交通ICカード・エコポイント事業への導入支援

(2) 循環型社会への取組 (3Rの推進等)

- ① ゴミの3Rの推進
 - ・ 各種リサイクル法に基づく3Rの推進
 - ・ レジ袋等の容器包装ゴミの削減
 - ・ 地域での3Rのネットワーク化
- ② ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミ対策
 - ・ 廃棄物の適正処理

- ・エコサイクルセンターの施設整備への支援
- ・地域の美化活動団体への支援
- ・県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の実施

(3) 自然環境を守る取組

① 森林環境の整備

- ・計画的な森林整備
- ・公共工事での環境配慮や県産材の利用促進
- ・協働の森づくり事業の実施

② 清流及び生活環境の保全

- ・清流保全計画や四万十川条例に基づく取組
- ・公共用水域や大気などの環境監視

③ 生態系・希少動植物の保全

- ・希少野生動物の調査や指定・保護区の設定
- ・鳥獣の保護・管理
- ・藻場環境の保全や修復
- ・自然公園の適正利用

(4) これからの環境ビジネスの振興

① 県として主体的に取り組むべき事業

- ・森林CO2吸収認証制度の拡充による森林経営
- ・管理事業の活性化
- ・環境先進モデル事業の新規開拓と国への働きかけ

② 先進的市町村と連携した取組

- ・資源循環型地域社会づくり構想の検討

③ 環境先進企業、事業者との連携

- ・産・学・官による環境ビジネスの積極的な育成・支援
- ・環境ビジネスの計画的かつ重点的な取組

(5) 環境学習の推進とネットワークづくり

① 環境学習の取組の輪を広げる

- ・環境教育に関する基本方針の策定・導入
- ・エコまなぶ号や環境学習のための講師派遣

② 環境活動のネットワーク化を進める

- ・環境活動支援センターによる普及啓発活動
- ・環境活動に関する情報提供、活動発表や交流の場を提供
- ・市町村や他県と連携した環境施策の推進

■計画の推進体制

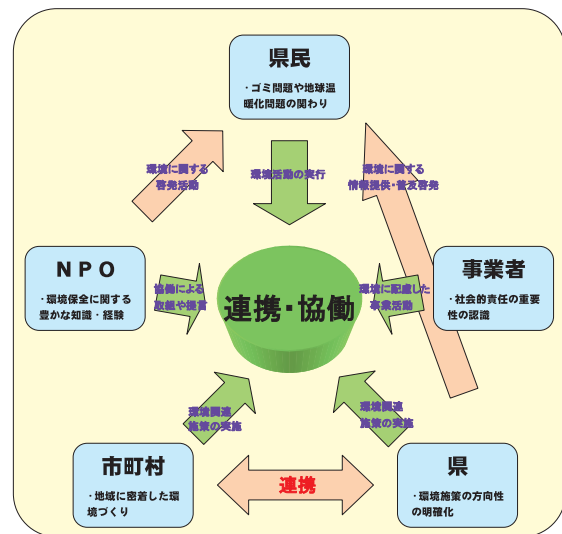
(1) 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

(2) 計画の進行管理

PDC Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

【計画の推進体制】

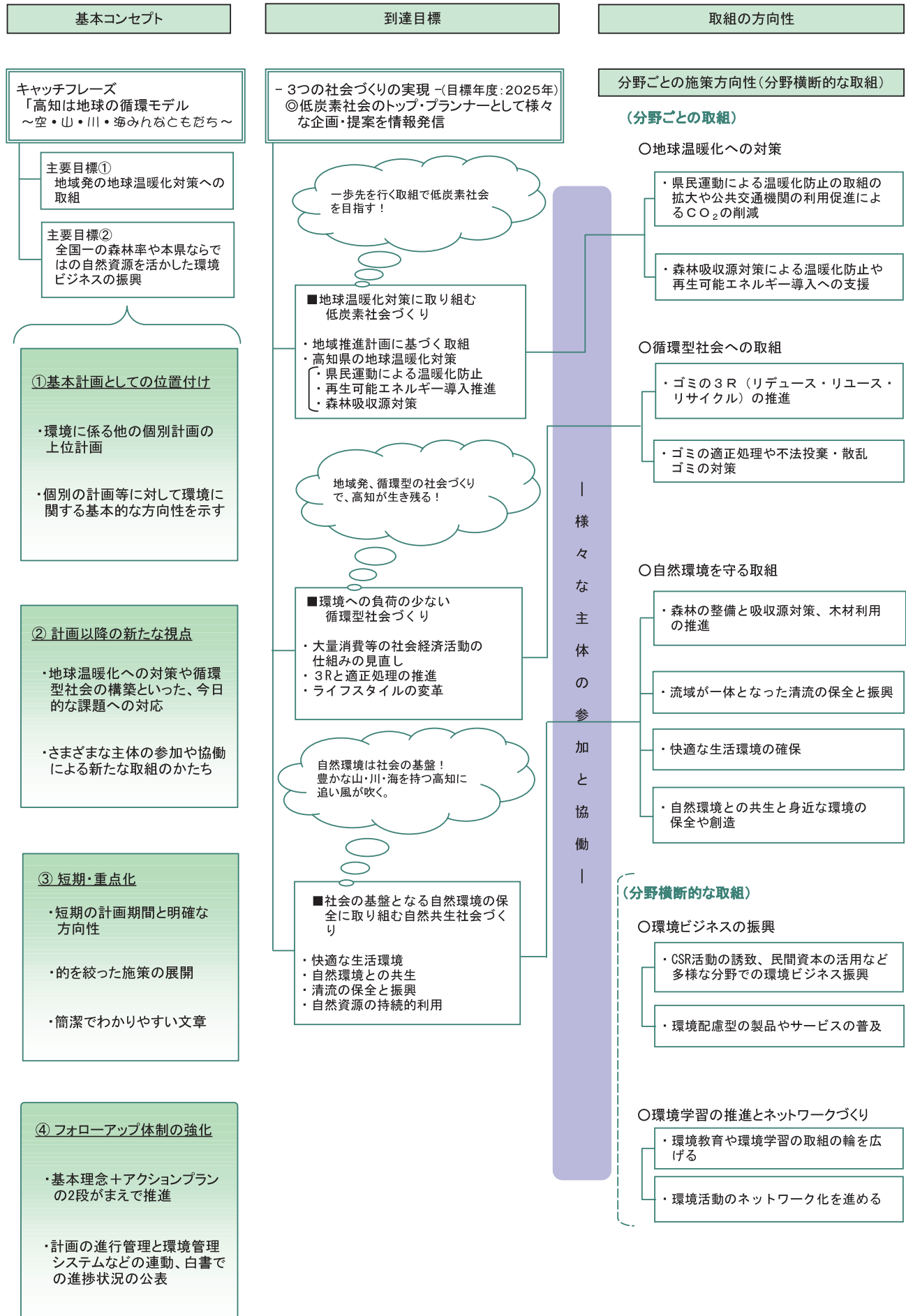


■各分野の数値目標

本計画の効果的な推進のため、平成22年度までの3カ年でめざす各分野の数値目標を掲げるとともに、達成状況の把握及び評価を行います。

分野	目標（数値目標）
地球温暖化への対策	・県内の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）比で6%削減を達成します。
循環型社会への取組（3Rの推進等）	・県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日1,000g以下に削減します。
自然環境を守る取組	・公共用水域におけるBOD/CODに係る環境基準達成率を90%以上とします。 ・特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ15,600頭、イノシシ6,000頭とします。
環境ビジネスの振興	・協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数を年間10件以上とします。 ・木質バイオマスエネルギー（林地残材のみ）の利用量を年間6千t以上とします。 ・県リサイクル認定製品が100件以上、事業所の認定数が20件以上とします。
環境学習の推進とネットワークづくり	・環境活動支援センター事業において、年間講師派遣数を80人にします。 ・50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業参加校を100校にします。

■事業体系表



| 様々な主体の参加と協働 |

高知県環境審議会

(林業環境政策課)

○概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 部会の審議に関する総合調整に関すること 二 環境の保全に関する基本的事項に関すること 三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	<ul style="list-style-type: none"> 一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 二 県立自然公園に係る重要事項に関すること 三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

【審議会及び各部会の開催実績（平成20年度）】

開催日	会議名	議 題
H21. 1. 27	環境審議会	諮問事項 (1) 高知県希少野生動植物保護条例に規定する野生動植物保護区の指定について (2) 第10次鳥獣保護事業計画の変更について (3) 高知県特定鳥獣(シカ)保護管理計画(第2期)の変更について (4) 高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第2期)の変更について
		報告事項 (1) 高知県環境基本計画第二次計画の策定について (2) 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について (3) 高知県公害防止条例等の見直しについて (4) 温泉に関する土地の掘削許可等について
H20. 6. 12 H20. 10. 28	総合部会	(1) 高知県環境基本計画第二次計画の策定について
H21. 1. 27	水環境部会	(1) 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定調査について
H20. 6. 13 H20. 8. 29 H20. 12. 22	生活環境部会	(1) 高知県公害防止条例の見直しについて
H20. 8. 26 H21. 1. 15	温泉部会	(1) 温泉法第3条の規定による温泉ゆう出目的の土地掘削許可について (2) 温泉法第9条の規定による増掘の許可について

環境活動支援センター えこらぼの活動

(環境共生課)

○現状と課題

県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」は、平成18年4月にこうち男女共同参画センター3階に開設されました。

センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」が県からの委託を受けて行うとともに、県の指定を受けて「高知県地球温暖化防止活動推進センター」の業務も併せて行っています。

今後、地球温暖化対策における民生分野の取組推進が重要となってくることから、組織体制の整備や機能の強化が必要です。

○施策の展開

(実施した取組)

1 環境活動の支援

環境に関する情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、環境活動への助成や活動へのアドバイスなど環境活動を行うグループやNPO団体の活動を支援しました。

(1) 情報発信事業

メールニュースやホームページ等で、イベント等の環境に関する情報の紹介や「環境活動見本市」を開催しました。

■環境活動見本市(年2回開催)

- 平成20年11月8日に安芸広域公園で、「達人と遊ぼう」のテーマで、講師データベースに登録されている方々からの発表がありました。



環境活動見本市の様子

- 平成21年3月14日に「こうち男女共同参画センター ソーレ」で、平成20年度「絆の森環境活動応援補助金」と「環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業」の補助・助成団体23組の成果報告会として開催しました。



成果報告パネル

(2) 環境にやさしい買い物キャンペーン

ペットボトルやトレイといったプラスチックなどの容器包装類を、いかに減らすことができるかが、家庭ごみを減らすポイントになっています。

このため、消費者が取り組むことのできる事例を紹介しながら、身近な買い物から環境にやさしいライフスタイルの実践を呼びかけるため、平成21年度も10月1日～10月31日の間、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施します。

【キャンペーン内容】

マイバッグの持参や、環境に配慮した商品の購入を呼びかけます。



環境にやさしい買い物キャンペーンポスター

(3) 環境活動団体への支援

- ①環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業(環境活動支援事業費補助金)。

平成20年度実績：12団体 2,957千円

- ②「絆の森」環境活動応援補助金

平成20年度実績：11団体 4,715千円

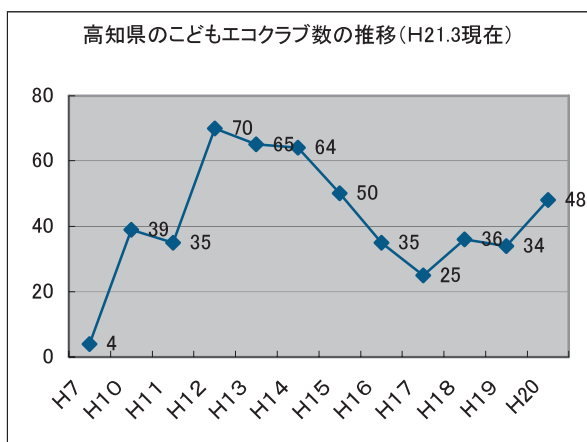
2 環境学習の推進

講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車 ECOまなぶの貸し出しなどにより、学校や地域での環境学習の支援をしました。

また、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

(1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数 48 クラブ
(平成 21 年 3 月 31 日現在)



こどもエコクラブ交流会が平成 21 年 1 月 10 日に黒潮町で開かれ、県内 3 クラブの児童と保護者 28 名の方が参加し、それぞれの活動を発表しました。

- 口屋内小エコクラブ：四万十川を中心に水質調査や地域交流を行い、自然の大切さを学ぶ
- 栄喜小エコクラブ：山川海のつながりを生き物を通して学習。森や地球を守るためのアニメーションも作成
- 野市小エコクラブ：間伐体験やみどりのカーテンづくりなど、地球を守るために自分たちに出来ることを実践



エコクラブ交流会の様子

(2) 環境学習講師派遣

平成 20 年度実績
講師派遣件数：63 件（幼稚園：1 小学校：29
中学校：4 その他：29）

(3) 移動環境学習車の貸し出し

ECOまなぶ号（1.5t ガソリン車 普通免許で運転可）を、燃料費以外は負担なしで貸し出しています。（ただし、学校で使用される場合は燃料費も無料）



ECOまなぶ号

※平成 20 年度貸し出し実績
ECOまなぶの貸出：13 回
機材のみの貸出：115 回

(4) 50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業の実施

学校での省エネ活動を推進するため、CO2 CO2（コツコツ）削減コンテストを実施し、電気・水道使用量の削減量を CO2 換算して削減割合を競いました。

- コンテストの対象時期：9 月～12 月（過去 3 年間の同月期の平均値と比較）
- コンテストへの参加校：14 校（小学校 9 校・中学校 1 校・高等学校 4 校）



コンテスト表彰式(エネルギー&エコロジー博覧会会場)

(5) 講師養成講座

①「田んぼの生きものメッセンジャー」養成講座

田んぼの生きものたちを観察することで、農業と生きものとの関係性や、目では見えにくい環境の変化などを社会や子ども達に伝えていく講師の養成を行いました。

■参加者【第1回】12人【第2回】16人



「田んぼの生きものメッセンジャー」講座の様子

②ナチュラルエコクッキング指導者 養成講座

増え続けるゴミや水質汚染、地球温暖化等の環境問題を、食に対する意識の変化で改善できることを伝えていく講師の養成講座を行いました。

■講座テーマ例

「いのちに感謝！おいしく楽しいいのちまるごと“クッキング”」

〈テーマ趣旨〉

食べ物は、根や葉、皮までまるごといただくことで“いのち”そのものを味わうことができます。ゴミも出ず、地場のものをいただくことで輸送エネルギーの削減にもなります。

■参加者 17人 全4回



エコクッキングの様子

3 地球温暖化防止活動推進センターの活動

(1) 高知県地球温暖化防止活動推進員

県では、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を平成18年度には20名、平成19年度には21名、平成20年度には9名委嘱しました。

推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから地球温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスやお手伝いをします。

地球温暖化防止活動推進センターでは、推進員に、地球温暖化に関する知識や普及啓発の方法について、研修を行うなど、その活動をサポートしています。



推進員研修の様子

(2) 高知県省エネマイスター

県では、地球温暖化防止の有効な手段として省エネ家電の普及を図るため、「高知県省エネマイスター」を平成19年度には12名、平成20年度には37名登録しました。

「省エネマイスター」は、省エネ家電の知識を習得し、地球温暖化防止を全体的な視点から考えることができる方々です。



省エネマイスターのステッカー

(3) CO₂CO₂ (コツコツ) 電気削減コンテストの実施

身近なエコで「CO₂削減」ということで、高知県内の家庭を対象に、電気使用量を前年同月と比較し、削減率を競いました。

258名の方から申請があり、上位10名が表彰されました。1位の方は62%削減されていました。



コツコツ電気削減コンテストのポスター

※削減方法の例

- ・エアコンの使用を見直し、「アイスノン」で暑い夜を過ごす。
- ・こまめに電気を消す。 など

(4) コツコツカツコツキャンペーン (温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業) の実施

「一村一品・知恵の環づくり」事業は、全国各地での地球温暖化対策を掘り起こし、全国的な盛り上がりをつくろうと環境省が19年度から実施しています。地球温暖化防止活動推進センターもキャンペーンと併せて、取組のコンテストを実施しました。

県大会では35団体からプレゼンテーションが行われ、県代表は全国大会で見事『銀賞』を受賞しました。

■高知県代表

「高知バイオマスファーム」

- ・受賞タイトル
維新ぜよ！新（森）農業の風が吹く
- ・取組名
高知・農家発～木質ペレットを燃料とする低炭素農業の実践



ストップ温暖化「一村一品」大作戦！全国大会で銀賞を受賞した「高知バイオマスファーム」



木質ペレットを燃料とするハウス加温機

コツコツカツコツキャンペーン 2009 募集チラシ

(5) 地球温暖化防止フォーラムの開催

平成 21 年 2 月 1 日、環境活動支援センターえこらぼの文化祭と併せて、「地球温暖化防止フォーラム」を開催し、NHK制作局科学・環境番組部ディレクター柴崎壮氏を招き、「北極大変動 ホッキョクグマがいなくなる日」と題して、地球温暖化の影響を受けて氷が解け続けている北極で暮らすホッキョクグマの絶滅の危惧や、1 年以上に及ぶ取材で明らかになった北極の変動による「負の連鎖」を、映像と共に現状についての講演がありました。

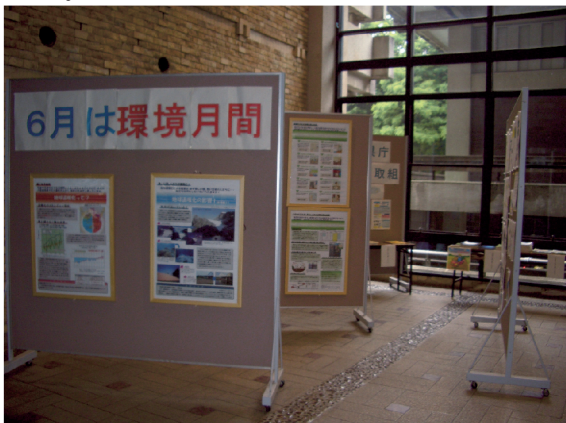


地球温暖化防止フォーラムのチラシ

(6) 普及・啓発事業の実施

キャンドルナイト※を夏至と冬至に行うことや、打ち水効果大作戦、県庁正面玄関ロビーでのパネル展など、幅広い普及啓発事業の企画・実施しています。

平成 21 年度は、6 月 21 日夏至の日と 7 月 7 日アース・デーの午後 8 時から 10 時まで、県内のイルミネーション施設が参加し、地球温暖化防止に向けた取組として、一斉消灯を実施しました。



県庁ロビー展の様子



キャンドルナイト

—用語解説—

※ キャンドルナイト

電気を消すことによりゆったりとした時間をつくり、地球環境について考えたり、現代社会のライフスタイルについて見つめ直すイベントです。

(実施しようとする取組)

引き続き、環境学習の支援を行うとともに、今後は高知県地球温暖化防止県民会議において、県民、事業者、各種団体及び行政機関等が連携・協働して、温室効果ガスの削減に取り組み、県内の地球温暖化防止活動を推進します。

環境活動支援センターえこらぼ
(高知県地球温暖化防止活動推進センター)

場所:ソーレ 3 階(77.72 m²)

利用時間(日曜日閉館)

月～土:9:00～20:00

TEL 088-802-2201

FAX 088-802-2205

E-mail center@ecolabo-kochi.jp

URL http://ecolabo-kochi.jp

豊かな環境づくりの支援
(豊かな環境づくり総合支援事業) (林業環境政策課)

○概要

「高知県環境基本計画第二次計画」の目指す低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくりの3つの社会づくりの方向性に沿った取組で、市町村等（公益法人を含む）やNPO等が県内で行う取組（以下の5つの事業）によるハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

- ①地球温暖化への対策
- ②循環型社会への取組（3Rの推進等）
- ③自然環境を守る取組
- ④環境ビジネスの振興
- ⑤環境学習の推進とネットワークづくり

[補助金交付先] 市町村等又はNPO等
[補助率等]

- ・市町村等：補助対象経費の1/2以内（1件当たりの補助金の範囲が100千円以上、5,000千円以下）
- ・NPO等：定額（1件当たりの補助金の範囲が500千円以下）

■これまでの補助実績

年度	補助件数	補助金額(千円)
平成11年度	40	101,823
平成12年度	34	99,105
平成13年度	17	91,268
平成14年度	15	56,619
平成15年度	22	57,888
平成16年度	13	46,146
平成17年度	23	39,668
平成18年度	23	26,548
平成19年度	9	10,158
平成20年度	8	7,703

■平成20年度採択事業

募集	整理番号	事業名	事業概要	事業実施者	事業費	
					総事業費	補助金額
1次	1	レジ袋を使わないキャンペーン	地球温暖化防止に向けた事業で、新たにレジバック推進協議会を設立し、エコバックの作成及びレジ袋を使わないキャンペーンを実施する。	土佐市	983	479
	2	大川村間伐材活用促進事業(地球温暖化防止に関する事業)	移動式製材機を導入し、村内林家への貸出を行うことにより、森林整備及び間伐材の有効活用を行うなど、地球温暖化防止を推進する。	大川村	1,887	943
	3	大月町海洋資源保全活用事業	地域固有の資源であり、学術的、教育的な価値も高い大月町沿岸のサンゴ群衆等の海洋資源を保全し、その持続的な活用を図ることを目的として、サンゴの移植、現況調査、藻場の調査・保全及び体制強化と保全啓発活動を行う。	大月町	1,500	573
4次	4	サンゴ食害生物及びサンゴ育成状況調査事業	サンゴの食害生物の生息状況及びサンゴの育成状況の調査を行い、状況を把握することで効果的な駆除に生かしたり、早めの予防対策に繋げる。	宿毛市	408	153
	5	木質バイオマス地域循環利用プロジェクト推進事業	木質バイオマスエネルギーへの取組と、これまで取り組んできた風力、太陽光発電、水力発電の取組を取りまとめ、番組制作及びDVD作成を行い地域内外へ発信することにより、低炭素社会づくりを進めるとともに、「環境の里づくり」の推進を図る。	梶原町	4,410	1,241
5次	6	安田町環境改善推進事業	安田町環境改善推進事業に基づき、町所有のディーゼル車に排ガス浄化装置を導入する取組とゴミの分別や不法投棄の禁止などを啓発するステッカーをディーゼル車に貼り、町内外をPRすることや、ディーゼル車を活用した町民への環境学習を行う。また、ゴミステーションへの啓発看板を設置することにより、町民の環境に対する意識を高め、一人一人の環境負荷への取組へつなげる。	安田町	2,108	1,054
	7	交通ICカード「ですか」普及啓発事業	公共交通の利用促進によるCO2削減活動をエコポイントとして見える化する取組を、広く県民に理解と協力をいただくための広報を行うことで、県民の地球温暖化対策への意識向上に努める。	(株)ですか	6,496	3,000
	8	森里海をつなぐ駅伝大会	新しく市域となった旧春野町から鏡・土佐山地区までの駅伝大会を通じ、森里海から健全な水循環のあり方や森林保全の大切さなどを幅広く市民にPRし、環境を活かしたまちづくり、環境保全への取組を高めていく。	高知市	1,196	260
合計			8件		18,988	7,703

豊かな環境づくりの支援 (絆の森環境活動応援事業) (林業環境政策課)

○概要

県内のNPO等が、四国の自然環境を保全するために行う地域活動（以下の5つの事業）に対して補助を行います。

- ①森林環境の保全に関する事業
- ②水源地の保全に関する事業
- ③河川環境の保全に関する事業
- ④海洋環境の保全に関する事業
- ⑤上記①～④に共通する活動の推進に関する事業

[補助金交付先] NPO等

[補助率等] 定額（1件当たりの補助金の範囲が500千円以下）

■これまでの補助実績

年度	補助件数	補助金額(千円)
平成20年度	11	4,715



〈四銀〉絆の森（協働の森づくり事業）

※補助金の原資は、四国銀行が取り扱う環境応援定期預金〈四銀〉「絆（きずな）の森」の残高に応じた額（残高×0.01%）を高知県へ寄附されたものです。

■平成20年度採択事業

募集	整理番号	事業名	事業概要	事業実施者	補助金額
1次	1	危機に立つ三嶺の森を守るための普及啓発活動	希少植物の再生調査、ラス巻き及び植生保護柵の設置、シンポジウム等の開催	三嶺の森をまもるみんなの会	500
	2	アジロ山を自然体験ができる、市民の憩いの場にしていく活動	手作り看板の設置、遊歩道づくり、ゴミの回収	アジロ山の自然と環境を守る会	380
2次	3	横浪黒潮ライン景観アップ大作戦	横浪黒潮ライン沿線の不法投棄ゴミの回収処理や景観支障木の伐採等の実施	浦ノ内地区住民会議	413
	4	広葉樹の森を増やす、ヒマラヤ桜の育苗	ヒマラヤ桜の育苗（種子約25,000個を播種）及び植樹	仁淀川の“緑と清流”を再生する会	500
	5	吉原ふれあいの里 プライダルの森づくり	民有林の伐採、遊歩道の整備、案内板の設置	吉原山吹会	500
3次	6	巡回展「新莊川周辺に生息する生きものたち」	生物標本・生物レプリカの作製、小中学校の巡回展示会の開催	特定非営利活動法人 四国自然史科学センター	489
	7	防鹿ネットを張り、広葉樹の森を育成する「別府山ふれあいの森づくり活動」	食害対策用防護ネットの設置	物部川21世紀の森と水の会	500
4次	8	未利用間伐材を使った和紙壁紙・名刺・ハガキ用紙の開発普及	未利用間伐材による和紙壁紙やハガキ等の作成、普及促進	高知ケナフ普及会	500
	9	環境支払の導入で活用する「モリ券（地場産品交換券）」で森林保全活動を拡大する	モリ券の発行及び広報活動、ミニフォーラムの開催、地場産品店の拡大	特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊	237
	10	「四国の森からみる地域エコ住宅セミナー・高知塾」の実施	地域エコ住宅セミナーの開催、高知塾の実施	木・くらし・環四国	196
	11	四万十ヤイロチョウの森の環境管理とモニタリング活動	四万十ヤイロチョウの森の間伐、無人ビデオカメラの設置、森林生態系モニタリング調査	社団法人 生態系トラスト協会	500
合計			11件		4,715

環境影響評価制度

(環境共生課)

○現状と課題

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

○国・県の制度の状況と運用

環境影響評価法が平成11年6月に、また、環境影響評価条例が平成11年10月に施行され、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続きが実施されています。

環境影響評価法に基づき、手続きを実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき、手続きを実施した開発事業を表2に示します。

表1 【環境影響評価法に基づく環境アセスメント実施状況】

事業の名称	太平洋セメント土佐工場発電所 3号発電設備建設
建設地	高知市孕西町
事業者名	太平洋セメント(株)
規模等	火力発電所出力 167,000kw
方法書 ^{※1} 受理年月日	H11. 8. 30
準備書 ^{※2} 受理年月日	H13. 12. 12
評価書 ^{※3} 受理年月日	H14. 12. 18

表2 【高知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント実施状況】

事業の名称	一般国道 493 号 東洋北川線	都市計画道路 窪川佐賀線
建設地	東洋町～北川村	窪川町 (現四万十町) ～ 佐賀町 (現黒潮町)
事業者名	高知県	国土交通省 ※アセス主体は 高知県 (都市計画決定権者)
規模等	地域高規格道路 4車線約 7 km	一般国道 自動車専用道路 2車線約 17 km
方法書 ^{※1} 受理年月日	H12.6.29	H12.10.23
準備書 ^{※2} 受理年月日		H15.12.11
評価書 ^{※3} 受理年月日		H16.11.2

－用語解説－

※1 方法書

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画

※2 準備書

方法書に基づき、調査・予測・評価した結果

※3 評価書

準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/~junkan/assess/assessstop.html>

また、同条例の対象事業一覧表を表3に示します。

表3 【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
①道路	一般国道、県道、市町村道	4車線・10km以上	4車線・5km以上10km未満
	〃	—	2車線・10km以上(特別地域)
	林道	幅員6.5m・20km以上	幅員6.5m・10km以上20km未満
	農道	—	2車線・10km以上(特別地域)
②河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
④飛行場		滑走路長2500m以上	滑走路長1250m以上2500m未満
⑤発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力1.5万kw以上3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力7.5万kw以上15万kw未満
⑥廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積15ha以上30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	産業廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	—
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積25ha以上50ha以下
⑧下水道終末処理場		計画排水量2万m ³ /日以上	—
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		最大排ガス量4万Nm ³ /時以上又は平均排水量1万m ³ /日以上	—
⑩畜産施設	豚舎	飼育頭数5000頭以上	—
	牛舎	飼育頭数500頭以上	—
⑪土又は岩石の採取		面積50ha以上	—
⑫土地区画整理事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑬流通業務団地造成事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑭宅地の造成 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑮レクリエーション施設 ※		面積50ha以上	—
⑯複合開発事業(上記※のものを併せて複数実施するもの)		各事業の面積比の合計が1以上のもの	面積の合計50ha以上
○港湾計画		埋立・堀込み面積150ha以上	

(注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2) 「特別地域」とは、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

文化環境評価システム

(環境共生課)

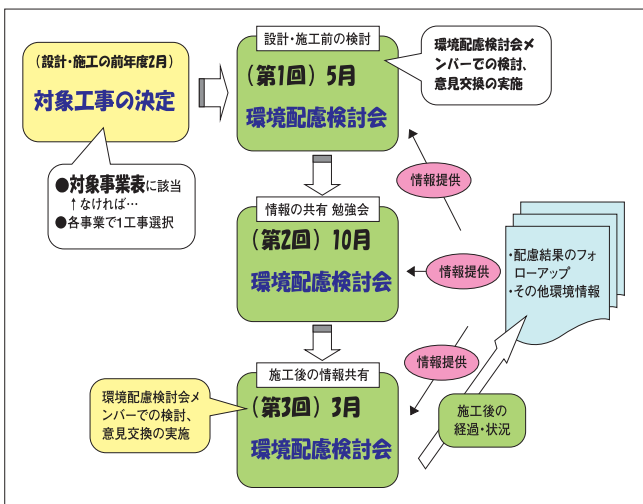
○概要

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全庁的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、事業費が一定規模以上の工事について、平成17年度までは自己評価でしたが、平成18年度からは工事発注前に検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われる項目等について検討を行い、工事終了後はできた環境配慮について情報発信・情報共有をしています。

【システムフロー】



○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「**共通配慮事項**」と、事業種別ごとに異なる「**個別配慮事項**」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3~13の項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では、「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事が環境へ影響することについて検討します。



詳しくは、下記 URL を参考にして下さい。

http://www.pref.kochi.lg.jp/~junkan/bunka_sy/page_14.html

○配慮の状況

平成11年度から20年度に合計763件(平成20年度は24件)の工事を評価してきました。



環境配慮検討会の様子 (H21. 7)



環境配慮勉強会の様子 (H20. 11)

○平成20年度の具体的な配慮例

平成20年度の事業(工事)で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

■県道柏島ニツ石線地方道路交付金(一切トンネル)工事(道路事業)

工事施工にあたり環境配慮として、郷土種による緑化(写真1)を行いました。また、終点側坑門

部は竹割型坑門としコンクリートの露出を抑えるとともに、埋戻し部分は別途発注工事により緑化を行ったほか、起点側坑門については化粧型枠を使用して（写真2）周辺景観に配慮したデザインとしました。



（写真1）郷土樹種による緑化



（写真2）周辺景観に配慮した化粧型枠の実施

■中尾林地荒廃防止工事（治山事業）

県内産のスギ、ヒノキの間伐材を柵工に利用することで、総合的に環境に配慮することとしました（写真3）。また、周辺の自然環境に配慮するために、埋戻し部分には周辺の植生を考慮した植栽を行いました（写真4）。



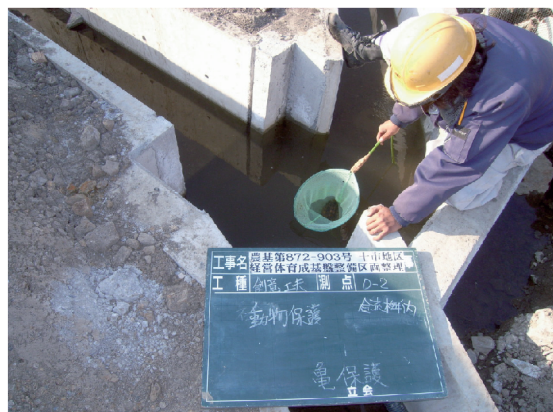
（写真3）間伐材を使用した柵工



（写真4）周辺景観の復元のため、クヌギを植樹

■十市地区経営体育成基盤整備区画整理工事（ほ場整備事業）

当地域では従前より農業用水が不足しており、排水を循環利用することにより営農を行ってきました。事業実施後も同様に循環利用を行い、地域の限りある水資源の有効利用を図るとともに、工事に施工区域内で生息しているドジョウ等の水生生物を捕獲し、工事区域外に放流しました（写真5）。また、建設現場の作業環境と周辺環境の改善を図るため、排出ガス対策型建設機械を使用しました（写真6）。



（写真5）ドジョウ等の水生生物を捕獲し、工事区域外へ放流



（写真6）排出ガス対策型建設機械の使用

■県営住宅介良団地三期工事（住宅建築関係事業）

県営住宅は、省エネルギーや人にやさしい建築に配慮しています。駐車場の通路を透水性舗装にし、芝水透水ブロック（写真7）とするなどの環境配慮を行うとともに、住宅の床や腰壁の仕上げに県産材のヒノキを使用しました。（写真8）



（写真7）透水性舗装とした自然循環等への配慮



（写真8）住宅内への県産材ヒノキの使用

○平成21年度の取組

平成21年度は、次の全20工事を対象として環境配慮を進めています。

■一般道路事業	3	■河川事業	1
■砂防事業	2	■流域下水道事業	1
■海岸整備事業	1	■港湾建設事業	1
■漁港整備事業	3	■林道整備事業	1
■治山事業	3	■農道整備事業	1
■用排水施設整備事業	3		
		計	20

それぞれの工事において、予算的な制約はありますが、今後さらに職員による文化や環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めていきます。

本庁舎の雨水利用システム

（管財課）

○概要

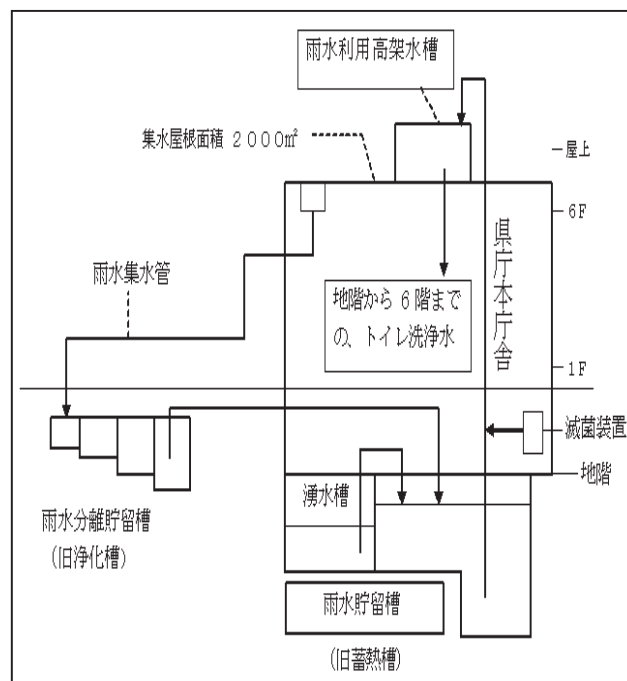
平成13年2月15日から、本庁舎屋上（約2,000㎡）に降った雨を、地下貯留槽に貯水し、県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上にある雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎の21ヵ所のトイレ用洗浄水として利用しています。

地下貯留槽は、使われなくなった旧蓄熱槽や旧浄化槽などの遊休施設を活用していますので、この雨水利用システムの事業費は約1,500万円と安価に抑えることができました。

このシステムにより、平成20年度実績ではトイレ洗浄水の約86%を雨水等でまかない、年間270万円程度の節減となっています。



雨水利用高架水槽（本庁舎屋上）



雨水利用装置の概要『庁舎設置略図』

ハイブリッド車等の購入

(管財課)

○概要

管財課で集中管理している公用自動車 30 台（平成 20 年度末現在）の多くは、新規登録から 10 年以上経過しており、燃費の悪さや故障の多さが課題となっています。

このため、年数や走行距離ともに更新基準を大幅に超えている 19 台の車両を平成 21 年度中に環境対応車（ハイブリッド車など）に更新し、二酸化炭素発生の抑制と燃料費等経費の削減を図ることとしています。

文化環境功労者表彰

(資源・エネルギー課)

○概要

県では、文化の振興、環境の保全及び県民生活の向上に功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね5年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動など、地域の規範として特に顕著な功績が認められることとしています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成20年度までに83の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、15の個人・団体を表彰しています。

■表彰分野

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化芸術の振興及び国際交流に尽くしたもの
- ②自然環境の保護、廃棄物の処理、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ③消費生活、安全安心まちづくり、社会貢献活動、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの

■平成20年度受賞者（団体を含む）

芸術の振興 文化財の保護	近森 律子
文化財の保護	地引 葆
国際交流	市村 金次郎
自然環境の保護	物部川 21 世紀の森と水の会
社会貢献活動	寺尾 敦子 高知掃除に学ぶ会

■表彰実績

年 度	回 数	受 賞 者	受 賞 分 野							
			芸 術 文 化	文 化 財 の 保 護	生 活 文 化	国 際 交 流	自 然 環 境 の 保 護	環 境 の 保 全	県 民 生 活 の 向 上	そ の 他
H 8	第 1 回	4	2	1				1		
9	2	7	5			1		1		
10	3	5	2				1	1		1
11	4	7	1	2		1		3		
12	5	5		2		2		1		
13	6	9	5	2		1		1		
14	7	6	3	1		1		1		
15	8	7	4	1		1		1		
16	9	7	3	1	1			2		
17	10	7	2	1		2		2		
18	11	7	1	4		2	2			
19	12	6	2	2		2	2			
20	13	6	1	2		1	1		2	
合計		83	31	19	1	14	6	15	2	1

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。